



ぐんまだより



職場内で掲示・回覧
をお願いします

被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細はこちらから



～ 令和8年度の予定 ～

確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者 ※下記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

- ① 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ② 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③ 令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は150万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く)

送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬
にかけて順次送付いたします。(予定)

提出期限

令和8年12月11日(金)



扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

群馬支部公式LINEを知っていますか？

協会けんぽ群馬支部では、皆さまにタイムリーな情報をお届けするため、公式LINEでの情報発信を行っています。健康づくりに関する情報や制度情報のお知らせなど様々なお役立ち情報を配信しています。友だち追加をよろしくお願いいたします！



過去の配信テーマ(一部)

- ・6月配信テーマ
「高額療養費・傷病手当金」
- ・7月配信テーマ
「高額療養費の制度改正について」
- ・8月配信テーマ
「出産育児一時金・出産手当金」

※毎月2回～3回ほどの配信を予定しています

LINEアカウント名:
協会けんぽ群馬
ID: kenpo_gunma

二次元コードから登録

友だち追加は
こちらから！



健康サポート(特定保健指導)のプロと一緒に 生活習慣を見直しませんか?

無料

「メタボリックシンドローム」のリスクのある方は健康サポート(特定保健指導)を受けることができます。国家資格を持つ保健師・管理栄養士が、一人ひとりの生活や目標に寄り添い、自ら健康に取り組めるよう伴走します。



健康サポートの内容

STEP.1

生活習慣の振り返りと
目標・行動計画の設定

20～30分の初回面談

STEP.2

3か月から6か月の
チャレンジ

行動計画の実践

GOAL!!

体重: マイナス2kg
腹囲: マイナス2cm など

目標達成度のチェック

貴方はどこで健康サポートを受ける?

A. 健診機関で受ける

健診当日または後日に受けることができます。

B. 事業所で受ける

ご都合に合わせて、お勤め先に伺います。

C. リモートで受ける

ZOOMを用いた遠隔面談も対応しています。

健診機関でサポートを受けなかった場合

「B」「C」は協会けんぽ群馬支部または
下記機関から健康サポートの案内が届きます。
日程調整のうえ是非受けましょう!

- ・シンクヘルス 株式会社
- ・株式会社 オクタウェル

※協会けんぽ群馬支部の
委託機関です。

令和8年度健康セミナー開催中!

生き生き健康事業所宣言にエントリーいただいた事業所様限定

開催期間: 令和8年8月～令和9年2月末

健康宣言事業所のサポートとして健康づくりに関する
無料講座をオンライン型、VOD(ビデオオンデマンド型)
および訪問型で実施しております。
従業員の健康づくりにぜひ活用ください!

※まだ「生き生き健康事業所宣言」をしていない事業所様も
これから宣言していただくことでセミナー申込が可能です。

健康セミナーの詳細
及び申込用紙の
ダウンロードはこちら



「生き生き健康事業所宣言」
についてはこちら



各種申請は電子申請が便利です!
スマホで簡単に申請可能!

詳しくは
こちら



「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全国健康保険協会 群馬支部

〒371-8516 前橋市古市町1-50-22 JOMOスクエア4階
tel.027-896-5200
【受付時間】8:30～17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬

検索